

○三文橋

此の橋は、石浦新町の裏町の末なる、笠舞村用水尻の江川に架けたる些少の板橋を呼べり。舊傳に云ふ。昔此の地邊町地となし、家屋を建てたる比、戸別に錢三文宛出さしめ、其の錢を以て初めて此の橋を架けたり。故に今世に至るまで、三文橋と稱すと云ひ傳へたり。按ずるに、此の地邊を相對請地となし、家屋を初めて建てたるは、寛文以前にてありければ、此の用水江川に橋を架けたるも、利常卿在世の頃なること知られけり。

○長柄町

此の地は、昔は御長柄とて、藩侯の長柄鎗を持つ小者の宅地に賜はり、爰に居住せしめたり。故に町名に呼びしかど、後には長柄持小者は、追々他所へ轉宅し、常の地子町と成り、諸人住居すといへり。按ずるに、萬治二年十一月居屋敷歩數定書に、三拾歩御小人とありて、昔は小遣小者にも宅地を賜はりたりしかど、十二冊定書なる割場の部足輕小者屋敷歩數定の條に、小者小頭には三拾歩被下。當時二人ならで屋敷持無之。何れも地子地に罷在る小者には

不被下。表御納戸小遣小者は、表御納戸奉行より願にて請取る。とありて、小者ども追々拜領の宅地を捨て、地子地へ轉宅せしゆゑ、平小者に之を賜はる事止みたりけん。

○長柄小者來歴

長柄小者は、舊藩中は長柄の鎗とて、三間鎗を持つ者なり。故に此の小者をば御長柄と呼べり。御長柄は長柄鎗持の略稱也。或は長柄御小人も呼べり。十二冊定書の割場條目に、萬治二年六月の定書に、長柄御小人数者定休日之外、不參銀一日六分宛取立、過上有之者には爲褒美、一日に壹匁貳分宛可被下。とあり。又高澤忠順の年代摘要に、長柄御小人数百人、諸郡家割に出し被召抱旨、萬治三年四月廿六日觸出在之。といふ事を載せたり。右三百人召抱えらるゝに付き、改作所舊記に載せたる、萬治三年四月廿六日算用場より郡奉行への達書如左。

長柄御小人数百人、御郡中より出候様、十村中可被申渡候。給銀御定之通被下候。御急ぎに候條、五月中に不殘置立候様に、急度可被申渡候。田地不持頭振可有之、ケ様之もの第一に召置可然候。以上。

四月廿二日

御算用場

武部四郎兵衛殿

千秋喜兵衛殿

右之通御算用場より御觸に候。三ヶ國御郡之内より、長柄御小人三百人可被召抱旨に候條、得其意、可致奉公者相承り吟味仕、御算用場迄案内可申、少も油斷仕間敷候。以上。

四月廿六日

千秋喜兵衛

武部四郎兵衛

十村中

三ヶ國家高堂萬八千六百四拾軒

但御兩人核對分郡引而長柄御小人三百人當る

内

新川郡 家高貳千七百六拾間

御小人 四拾八人當る

となみ郡 家高三千間

御小人 四拾八人當る

ひみ中郡 家高貳千間

御小人 三拾貳人當る

のみ郡 家高千貳百四拾間

御小人 貳拾人當る

石川郡 家高三千七百七拾間

御小人 五拾壹人當る

河北郡 家高千八百拾間

御小人 貳拾貳人當る

はくひ、家高貳千貳百八拾間 御小人 三拾七人當る
かしま郡 家高貳千四百拾間 御小人 三拾九人當る
ふげし郡

萬治三年五月十日割符

按ずるに、長柄町は、此の時右長柄小人共を置かれたる地ならんか。萬治四年二月南新保村の上申書に、去夏在々より御長柄御小人被爲召抱候内、六兵衛と申者、兄病氣と罷成御暇被下、代り同村與兵衛と申者相立度旨、記載す。又寛文三年三月十二日算用場よりの達書に、萬治三年寛文元年郡方より出づる貳百人里子云々とある里子も、長柄小人ならんか。同年六月廿四日の書札に、御郡より出申里子御長柄死去人、替り無之長病人は、日算用致し給銀相返し可申。向後如此可相守旨、御算用場より被仰渡。とあり。又同七年三月算用場よりの達書に、郡方より御長柄小人被召置候者之内、田地裁許仕者無之旨斷申上、御暇被下者、在所へ引込改作仕候哉吟味尤之旨記載す。右達書等にて考ふるに、長柄小人の中に種々申立て、暇申請け、本